

令和6年度

葛飾区産業人材育成支援補助事業のご案内

この制度は、中小企業が人材育成のため、業務の遂行に必要な技術、技能、知識等の習得を目的として、従業員(事業主を含む)を大学等に通学させる費用、又は現場訓練、技能訓練等を実施する際に要する費用、区内の貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者の従業員が大型等免許を取得する費用を事業者が負担した場合の費用の一部を補助するものです。

申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月28日まで(必着)

補助額

【1 産業人材育成支援】 上限額 **30** 万円

大学等	現場訓練・技能訓練等
補助対象事業者が負担した額の 2分の1 の額もしくは、授業料等の 3分の1 の額のいずれか低い方の額	補助対象事業者が負担した訓練費用等の額の 3分の1 の額

【2 大型等免許取得費】 上限額 **60** 万円 補助対象事業者が負担した額の**2分の1**の額

【3 人材開発支援助成】 上限額 **50** 万円 国が支給した額の**3分の1**の額

※千円未満の端数については切り捨てです。

※1回の交付申請額が1万円に満たない場合は申請できません。

※複数人いる場合、上限額まで合算で申請できます。

※補助限度額に達するまで、同一年度中複数回の申請が可能です。

申請資格

【共通】

- 1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。
- 2 補助対象経費(授業料等、訓練費等)の一部を負担していること。
- 3 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- 4 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は、葛飾区の特別区民税(区外在住の場合は、葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税)を滞納していないこと。
- 5 葛飾区暴力団排除条例(平成24年葛飾区条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団であるもの又は代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者でないものであること。

【1 産業人材育成支援】

国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。

【2 大型等免許取得費】

貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者又は道路運送法第 43 条第 3 項に規定する旅客自動車運送事業者。

【3 人材開発支援助成】

厚生労働省が交付する「人材開発支援助成金」のうち「人材育成支援コース」又は「事業展開等リスクリング支援コース」の助成金の支給決定を受けた中小企業。

対象経費

【1 産業人材育成支援】

- 1 補助対象事業者が自社の従業員を業務に必要な技術等を習得させるために大学等に通学させる場合に係る授業料、実験実習料又は教材費。
- 2 補助対象事業者が自社の従業員を業務に必要な技術等を習得させるために現場訓練、技能訓練等の実施をする場合に係る訓練費用、授業料、教材費及び材料費。
※パソコン講座（ワード、エクセル、パワーポイント等の一般的なアプリケーション及びパソコンの使い方及び基礎知識に関するもの）、ビジネスマナー等の一般教養講座については対象外

○定義 上記に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

「大学等」 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、高等専門学校又は専門学校

「現場訓練」 ア 東京都立城東職業能力開発センターが実施する現場訓練支援事業

イ 公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施するオーダーメイド研修

ウ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき認定職業訓練施設が実施する技能訓練等

エ 業務に必要な技術等を習得させるための研修等を実施する機関が実施する講習等

【2 大型等免許取得費】

補助対象事業者が自社の従業員（事業主を含む。）を業務に従事させるため、次のアからオまでの運転免許を取得させる場合、運転免許の取得のために要した自動車教習所に係る費用のうち、補助対象事業者が負担した額。ただし、従業員が運転免許（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取得したものに限り。）取得時及び当該費用の負担時に、補助対象事業者の業務に従事している場合に限る。

ア 大型自動車第一種運転免許

イ 大型自動車第二種運転免許

ウ 中型自動車第一種運転免許

エ 中型自動車第二種運転免許

オ 準中型自動車第一種運転免許

※国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けている場合、併用が可能などうか事前に補助金の申請先にご確認ください。

【3 人材開発支援助成】

補助対象事業者が、厚生労働省が交付する「人材開発支援助成金」のうち「人材育成支援コース」又は「事業展開等リスクリング支援コース」の助成金の支給額

申請方法・書類

【共通】

授業料等の支払い及び事業の実施終了後必要書類を揃えて申請してください。

訂正箇所がある場合、原則差し替えでの対応となります。

- 1 産業人材育成支援補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 産業人材育成支援事業計画書（第2号様式、第2号の2様式、第2号の3様式）
- 3 企業概要（第3号様式）
- 4 法人………法人都民税納税証明書
個人事業主…特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）※領収書は不可
- 5 個人事業主の場合、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分
※補助限度額に達するまで、同一年度中複数回の申請が可能です。
※同一年度内において複数回実施した場合は、まとめて申請することも可能です。

【1 産業人材育成支援】

共通書類に加えて

- 1 大学等に通学していることを確認できる書類又は現場訓練・講習等が終了したことが確認できる書類
- 2 大学等又は現場訓練を実施する機関が発行する請求書及び領収書
- 3 補助対象事業者が従業員に対し補助対象経費の一部を支払ったことを証明する書類（従業員が大学等へ補助対象経費を納付した時に限る。）

【2 大型等免許取得費】

共通書類に加えて

- 1 補助対象事業者が直接自動車教習所に費用を支払った場合、補助対象事業者が自動車教習所に補助対象経費の一部を支払ったことを証明する書類の写し
事業者が運転免許の取得をした従業員に運転免許の取得のために費用を支給した場合、従業員に対し補助対象経費の一部を支払ったことを証明する書類の写し
- 2 対象の従業員が取得した運転免許証の写し
- 3 補助対象事業者が法人に該当する場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し又は物流事業者等であることの許可を受けた書類の写し
- 4 補助対象事業者が個人事業主の場合は、開業届の写し又は直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分及び物流事業者等であることの許可を受けた書類の写し

【3 人材開発支援助成】

共通書類に加えて

- 1 人材開発支援助成金の当該年度に交付された支給決定を証する書類
- 2 厚生労働省に提出した人材開発支援助成金のコースが分かる書類の写し

補助金の交付

申請書提出後、交付決定通知書に基づき交付いたします。

※ 3月に大学等の入学または現場訓練、技能訓練等を行う場合は事前にご相談ください。

申請書

葛飾区ホームページでダウンロードできるほか、商工振興課で配布いたします。
提出は下記申請先に郵送またはお持ちください。

＼ 申請はテクノプラザかつしか2階の商工振興課への持参か、郵送でご提出ください ／

申請・お問合せ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか内

電話 **03-3838-5587**

FAX **03-3838-5551**

申請書類は葛飾区ホームページでダウンロード、または商工振興課で配布しております。



区ホームページ

🔍 葛飾区 産業人材育成 補助

検索